

## 鳥取県次世代育成支援対策施設整備費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県次世代育成支援対策施設整備費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、別表の第1欄に掲げる施設の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費を補助することにより、次世代育成支援対策を推進することを目的とする。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（令和5年8月22日付こ成事第370号こども家庭庁長官通知の別紙。以下「国交付要綱」という。）5に掲げる施設整備（以下「対象事業」という。）を行う別表第3欄に掲げる設置者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の対象経費は、国交付要綱の別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表5の4欄又は別表4の3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）とする。なお、国交付要綱別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表5の4欄又は別表4の3欄の「対象経費」中、「工事請負費」とあるのは「工事請負費（県内事業者が施工を行ったものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。）」と、「委託費」とあるのは「委託費（県内事業者が施工を行ったものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。）」と、それぞれ読み替えるものとする。

なお、次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
  - (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することにより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
  - (3) 職員の宿舍に要する費用
  - (4) 防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
  - (5) その他施設整備費として適当と認められない費用
- 3 本補助金の額は、補助対象経費（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3（児童厚生施設については3分の2、以下「補助率」という。）を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とし、国交付要綱8により算定し、国から受ける交付金の額に児童厚生施設については2を、それ以外の施設については2分の3を乗じて得た額を上限とする。以下「補助金額」という。）以下とする。
- 4 鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助対象事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号-1（ただし、国交付要綱5に掲げる防犯対策強化に係る整備の場合にあっては様式第1号-2）及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が

5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第3項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、知事がその財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として20日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金等の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第3項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る補助金額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（状況報告）

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、対象事業に係る工事に着工したときは、様式第4号による報告書を着工した日から5日以内に知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、対象事業が交付決定を受けた年度（以下「交付決定年度」という。）の12月31日現在の工事の進捗状況について、様式第5号による報告書を翌月10日までに知事に提出しなければならない（ただし、対象事業が交付決定年度の11月30日の時点で完了し、又は中止し、若しくは廃止されているときを除く。）。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）本補助金の増額又は補助対象経費の20パーセントを超える減額を伴う変更（ただし、本補助金の減額が生じない場合を除く。）

（2）建物の規模又は構造の変更のうち、施設の機能を著しく変更するもの

（3）建物等の用途の変更

（4）入所定員又は利用定員の変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは「変更等についてこども家庭庁長官の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、対象事業の完了、中止又は廃止の日から14日を経過する日と、交付決定年度の翌年度の4月2日のいずれか早い日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、対象事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第6号—1（ただし、国交付要綱5に掲げる防犯対策強化に係る整備の場合にあっては様式第6号—2）及び様式第2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）

を超えるときは、様式第7号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和35年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により子ども家庭庁長官が別に定める期間とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が単価30万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、第65条第1項中「財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分について子ども家庭庁長官の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(提出書類の部数)

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正副2部とする。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月3日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成20年7月8日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までに交付決定を受けた本補助金は、なお 従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成21年9月16日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までに交付決定を受けた本補助金は、なお 従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成24年7月19日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までに交付決定を受けた本補助金は、なお 従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成24年9月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までに交付決定を受けた本補助金は、なお 従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成26年6月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までに交付決定を受けた本補助金は、なお 従前の例による

附 則

- 1 この要綱は、平成30年3月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までに交付決定を受けた本補助金は、なお 従前の例による

附 則

この要綱は、令和元年7月4日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、改正後の第11条の規定については、令和元年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月23日から施行し、令和6年4月1日から適用する。